

製品安全データシート

【製品型番：RBC7L】

【製造者情報】

会社名：シュナイダーエレクトリック株式会社

住所：東京都港区芝公園二丁目4番1号

芝パークB館13F

担当部門名：QAコンプライアンス

担当者名：蛭田 貴子

電話番号：03-6402-2001

FAX番号：03-6402-2120

緊急連絡先：同上

【作成/改正日】

作成・改正 2013 年 1月 28日

【1. 製品名(化学名、商品名等)】 小形制御弁式鉛蓄電池

【2. 危険有害性の分類】 分類の名称：分類基準に該当しない。

危険性：充電をすると水素ガス及び酸素ガスが発生します。火気を近づけると引火爆発の危険があります。

有害性：電解液を皮膚などにつけると火傷したり、目に入ると失明することがあります。

環境影響：電解液で濃度の高いものは生物に影響を及ぼすことがあります。

【3. 組成及び成分情報】 単一製品・混合物の区別：混合物

部品名	構成成分	CAS番号	化学物質排出把握管理 促進法 政令番号	含有率(質量%)
極板	鉛	7439-92-1 (Pb)	1-304 (第一種)	《60~75%》
	酸化鉛	1309-60-0 (PbO ₂)	1-305 (特定第一種)	
	硫酸鉛	7446-14-2 (Pb SO ₄)	1-305 (特定第一種)	
電解液	希硫酸(硫酸約40%)	7664-93-9 (H ₂ SO ₄)	—	《12~25%》
電槽・ふた	ABS樹脂	—	—	《10~15%》
	臭素系難燃剤※	—	—	
	三酸化アンチモン	1309-64-4	1-31 (第一種)	

※特定臭素系難燃剤は使用していません。

【4. 応急措置】

電解液が目に入った場合：少量でも目に入った場合は、ただちに多量の清水で洗眼し速やかに医師の治療を受けてください。

電解液が皮膚に付着した場合：ただちに多量の水にて洗い流した後、石けんで十分洗ってください。又火傷の恐れがある場合は早急に医師の治療を受けてください。

電解液を吸入した場合： ただちに吸引した場所から新鮮な空気が得られる場所に移し、速やかに医師の治療を受けてください。酸素を吸入させる時は医師の認めた者のみが行ってください。

電解液を飲み込んだ場合： ただちに口の中を多量の清水で洗ったのち、清水を多量に飲ませて、速やかに医師の治療を受けてください。

【5. 火災時の措置】 消火方法：粉末消火剤、泡消火剤、不燃性ガスの消火器で消火する。

【6. 電解液漏出時の措置】 重炭酸ソーダ又は消石灰で中和し、多量の水にて洗い流す。
(保護眼鏡、保護手袋、保護長靴等の保護具を着用すること。)

【7. 取扱い及び 取扱い：電池に火気を近づけたり、火の中に放り込んだりしないで下さい。
保管上の注意】 電池を分解、改造、端子間ショートさせないで下さい。
充電は換気のよいところで行って下さい。
電池は重量物として取り扱って下さい。
保管： 高温、高湿、雨露、直射日光を受ける所や火気、有害なガス、液滴、
粉塵の発生や侵入および水没のおそれのない場所に保管して下さい。

【8. 暴露防止及び 適用無し
保護措置】

【9. 物理的及び 蓄電池は適用無し
化学的性質】 ※参考データ

	希硫酸 (比重1.30の場合)	鉛	二酸化鉛	ABS樹脂
外 観	無色透明の液体	銀白色の固体	こげ茶色の固体	黒色又は灰色の固体
比 重	1.30 (40%)	11.3	9.4	1.2
沸 点	110℃	1740℃	-	-
融 点	-40℃	327℃	290℃	明確な融点なし。 広い温度範囲で軟化 (130~150℃)
凝固点	-56.4℃	-	-	-
蒸気圧	3.17 kPa	0.1kPa	-	-

【10. 安定性及び反応性】 加熱すると最初水蒸気を発生し、加熱を続けると硫酸蒸気を発生する。鉄等、イオン化傾向の高い元素と反応して水素を発生する。

【11. 有害性情報】 危険有害性の分類の項に準ずる

【12. 環境影響情報】 危険有害性の分類の項に準ずる

【13. 廃棄上の注意】 国内の廃棄物処理法等の法令又は条令により処理してください。
 海外に輸出された場合は、その国の法令に従って廃棄してください。
 廃棄時には、端子間が短絡しないように端子を粘着テープなどで絶縁して下さい。
 使用済み電池でも電気エネルギーが残っていますので端子の絶縁をしないと
 爆発や火災の原因になることがあります。

【14. 輸送上の注意】 他の物質との混載はなるべく避けて下さい。
 転倒させたり、落下させたりして電解液が漏出しないように取り扱って下さい。
 【国内】 特に法的な規制はありません。
 【海外】
 ① 船舶輸送
 小形制御弁式(シール)鉛蓄電池は海外船舶輸送においては国連のTRANSPORT OF DANGEROUS GOODS のリスト UN2800に該当しますが、除外規定SP29, SP238の適用により危険物の扱いは免除されます。
 ② 航空輸送
 小形制御弁式(シール)鉛蓄電池は航空輸送については、IATA、ICAOの危険物除外規定(A67)に該当するので危険物扱いになりません。
 ③ 米国及びカナダへ輸出する場合の特別項目
 米国の運輸省 (Department of Transportation (DOT)) は小形制御弁式(シール)鉛蓄電池及びそれを内蔵するシステムを陸上輸送する際に、輸送業者に運送物の性質を知らせ取扱の注意を喚起する目的で法令 (49 CFR 173, 159(a)) に基づき、電池あるいは梱包箱に“NONSPILLABLE”あるいは“NONSPILLABLE BATTERY”の表示が義務づけられています。従って、貴社のシステムを米国またはカナダに輸出される場合には梱包箱等に上記表示を行う必要があります。

【15. 適用法令】 蓄電池構成物質の次のものは下記の法令の対象物として記載されています。

	水質汚濁防止法	毒物及び劇物取締法	労働安全衛生法	鉛中毒予防規則	貯蔵規則 危険物船舶運送及び	港則法	航空法	消防法
鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
硫酸	—	○	○	—	○	○	○	○
三酸化アンチモン	—	○	—	—	—	—	—	○

【16. その他】 ・本製品については、密閉された状態で使用されるため、化学物質排出把握管理促進法においてMSDSの提供が不要な製品に該当します。